

事務連絡
令和3年6月25日

地区薬剤師会
学校薬剤師担当者様

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会より通知がありましたので、貴会会員学校薬剤師をはじめとする関係者への周知をよろしくお願いいたします。

②

日薬業発第97号
令和3年6月23日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症への対応について（学校薬剤師編：その16）

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を、学校を会場として当該学校に所属する生徒に対し集団で実施することについての考え方及び留意点等の取りまとめが、文部科学省、厚生労働省の連名による事務連絡にて、関係諸機関宛に送付されましたのでご案内いたします。

つきましては、今後、地域の実情に応じ、学校集団接種が行われる場合に、学校薬剤師にも協力依頼があることが想定されますので、貴会学校薬剤師会員をはじめとする関係者にご周知賜りますよう、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

送付資料：

- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について（事務連絡・令和3年6月22日）
- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について（事務連絡）（概要）

以上



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等を取りまとめましたので、その内容をお知らせします。

事 務 連 絡
令和3年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で
実施することについての考え方及び留意点等について

生徒に対する新型コロナワクチンの接種について、学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種（以下、「学校集団接種」という。）により、実施することについての考え方及び留意点等について、以下のとおり、取りまとめたのでお知らせいたします。

なお、本事務連絡は、中学校、義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部及び高等部並びに専修学校高等課程の生徒がワクチン接種を受ける場合を想定したものです。

本事務連絡は、現時点の知見に基づき作成したものであり、今後、新たな知見が得られた場合には、変更の可能性があり得ます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄

学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 学校集団接種に関する考え方

新型コロナワクチンの接種については、医療機関等における個別接種及び市町村が特設会場を設けて行う集団接種が想定されています。

生徒へのワクチン接種を学校集団接種によって行うことは、その実施方法によっては、保護者への説明の機会が乏しくなる、接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである、接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しいといった制約があることから、現時点で推奨するものではありません。

ただし、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情により、ワクチンの接種主体である市町村の判断において、学校集団接種を行う必要がある場合には、以下の点に十分留意し、適切な対策を講じる場合に限り、実施することができます。

（1）生徒及び保護者への情報提供及び同意に関して留意すべき点

- ・ 生徒及び保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応についての説明、接種に関する相談先の周知を行うことが重要であるため、市町村は、生徒及び保護者に対する丁寧な情報提供や方法の工夫を行うこと。その際、市町村等の相談窓口を設ける等の方法で、ワクチンに関する質問等にも対応すること。
- ・ 特に、16 歳未満の生徒にワクチン接種を行うに当たっては、市町村は、保護者に丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが求められること。

（参考）保護者の同意や同伴の取扱いについて

16 歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要です。ただし、中学生以上の被接種者に限り、当日の受付時に、接種することについての保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できたときは、保護者の同伴を要しないとすることができます。なお、12 歳の小学生については、引き続き、保護者の同伴が必要です（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1 版）」）。

- ・ 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校においては、
 - ・ ワクチンの接種は強制ではないこと
 - ・ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
 - ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであることなどを生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

- ・ 市町村は、ワクチンの接種に伴う差別やいじめなどについての相談窓口を設けること。

(2) 接種が事実上の強制とならないために留意すべき点

- ・ 市町村は、授業中など教育活動を実施している時間帯に、学校集団接種を行わないこと。
- ・ 市町村は、学校集団接種を実施するに当たっては、接種を希望しない生徒へ配慮する観点から、放課後や休日、長期休業期間等に設定するなど、生徒が接種の判断を行うに当たっての心理的負担を軽減する工夫を行うこと。
- ・ 接種の強制につながることをしないよう、市町村や学校等においては、生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付さないこと。

(3) 集団接種に対応できる体制の整備

- ・ 市町村は、地域の医師会や医療機関等と連携し、集団接種の対象となる生徒数に応じた適切な体制を整備する必要があること。特に、接種後の経過観察、副反応や有害事象が出た場合の応急対応や連絡の体制、救急体制については万全を期すこと。また、予診票の確認、ワクチンの希釈・充填にも適切な人員を確保する必要があること。
- ・ 多数の生徒への接種体制を確保するには、単に学校医を招聘するだけでなく、医師以外の医療従事者の確保、救急医薬品の確保等を含め、適切な体制を整備する必要があること。
- ・ 学校集団接種を行う学校の教職員が、予診票の配布等を行うことも考えられるが、集団接種に関して、どのような業務に関わるのか、事前に明確にしておく必要があること。ただし、学校運営に過度な負担が生じ、教育活動の実施に支障が生じるような業務の実施は、教職員に対して求めないこと。
- ・ 生徒の接種については、大人の接種の進捗状況をみながら行われるものであり、学校集団接種を行う際に、市町村長の判断により、未接種の教職員の接種機会の確保についても配慮すること。

(4) 予防接種ストレス関連反応への対応

- ・ ワクチンの接種前後に生ずる不安、恐れなどのストレスをきっかけに、接種時の急性ストレス反応（特に血管迷走神経反応）に代表される、予防接種ストレス関連反応と呼ばれる反応が生じることがあること。
- ・ これらの反応は、特に、思春期に発生しやすく、周囲の生徒の様子などの影響を

受けてその場にいる生徒に連鎖して生じることもあるため、生徒が落ち着いた雰囲気
気で接種が進められる環境を整備するとともに、万一に備えた体制を整えておく
ことが必要であること。

2. 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば、期
日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校
長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、
校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・
忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可
能です。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、
学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができます。また、
発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長に
おいて適切に判断いただくよう、お願いいたします。

(参考 1) 新型コロナワクチンの児童生徒への接種に関する見解について

令和 3 年 6 月 16 日、公益社団法人日本小児科学会予防接種感染症対策委員会、公益社団法人日本小
児科医会から、以下の考え方が示されています。

○新型コロナワクチン～子どもならびに子どもに接する成人への接種に対する考え方～

URL : http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20210616_corona.pdf

○12 歳以上の小児への新型コロナウイルスワクチン接種についての提言

URL : https://www.jpaweb.org/dcms_media/other/Recommendation.21-06-16.pdf

(参考 2) 予防接種ストレス関連反応

予防接種ストレス関連反応は、世界保健機関（WHO）の専門家会議で提唱されたものであり、WHO は、
2019 年 12 月にマニュアルを公表しています。

URL : <https://www.who.int/publications/i/item/978-92-4-151594-8>

血管迷走神経反応は、ワクチン注射への恐怖心や不安感、あるいは痛みが原因で、気分が悪くなつた
り、気を失って倒れたりすることです。ワクチン接種の会場では、血管迷走神経反応やアナフィラキシ
ーの発生に備えて、接種後の体制を整えてください。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

厚生労働省

健康局 健康課 予防接種室 03-5253-1111(内2388)

令和3年6月22日

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して
集団で実施することについての考え方及び留意点等について（事務連絡）
（概要）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

- 学校を会場として、その学校に所属する生徒に接種を行うこと（「学校集団接種」）は、実施方法によっては、
- ・ 保護者への説明の機会が乏しくなる
 - ・ 接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである
 - ・ 接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しい
- といった制約があることから、現時点で推奨するものではない。
- ただし、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情により、ワクチンの接種主体である市町村の判断において、学校集団接種を行う必要がある場合には、以下の点に十分留意し、適切な対策を講じる場合に限り、実施することができる。
- （１）生徒及び保護者への情報提供及び同意に関して留意すべき点
- ・ 生徒や保護者への丁寧な情報提供や方法の工夫を行うこと。
 - ・ 16歳未満の生徒の接種に当たっては保護者の同意を得ること。
 - ・ 差別やいじめなどが起きないように、生徒に指導すること。
- （２）接種が事実上の強制とならないために留意すべき点
- ・ 市町村は、授業中など教育活動を実施している時間帯に、学校集団接種を行わないこと。
 - ・ 接種時間を放課後や休日、長期休業期間に設定するなどの工夫を行うこと。
- （３）集団接種に対応できる体制の整備
- ・ 医師会や医療機関等と連携した適切な体制の整備を行うこと。
 - ・ 教職員の業務を明確化し、教職員に過度な負担が生じない配慮を行うこと。
- （４）予防接種ストレス関連反応への対応
- ・ 生徒が落ち着いた雰囲気接種が進められる環境を整備すること。
 - ・ 予防接種前後にストレスに関連した反応が生じた場合の体制を整えること。